

下記の¹り、

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使役 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号

について変更があつたので届出をします。

2
地方整備局長
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎

届出者 代表取締役 北 海 太 郎

[illegible][illegible]

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

[illegible]

連絡先

所属等	氏名	北 海 花 子	電話番号	0 1 1 - 1 2 3 - 4 5 6 7
ファックス番号				

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
主たる営業所)

(従たる営業所)

(従たる営業所)

(従たる営業所)

- 104 -

- 1 (1) から (8) までの事項について、該当するものの番号を○で囲む。
- 2 不要のものを消す。
- 3 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 4 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 5 複数が許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 6 申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 7 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 8 略号のフリガナの記入は不要。
- 略号の種類: 株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 9 姓と名の間は1コラム空ける。
- 10 下表に掲げる市町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新十戸町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	枕文別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥原町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊富町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 1 1 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 1 2 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。(登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。)
- 1 3 上記 1 3 の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」、「号」については「ー」(ハイフン)で区切りを記入する。(登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。)
- 1 4 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」(ハイフン)で区切る。
- 1 5 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資金額を記入する。(申請者が個人の場合、記入しない)
- 1 6 この届出書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。
- 1 7 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる
- 1 8 「2」→既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
「3」→新たに従たる営業所を追加する場合
「4」→従たる営業所を廃止する場合
- ※ 従たる営業所の名称を変更する場合には、「3、従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4、従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止する。
- 1 9 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土 : 土木工事業	屋 : 屋根工事業	舗 : 舗装工事業	内 : 内装仕上工事業	具 : 建具工事業
建 : 建築工事業	電 : 電気工事業	しゅ : しゅんせつ工事業	機 : 機械器具設置工事業	水 : 水道施設工事業
大 : 大工工事業	管 : 管工事業	板 : 板金工事業	絶 : 熱絶縁工事業	消 : 消防施設工事業
左 : 左官工事業	タ : タイル・レンガ・ブロック工事業	ガ : ガラス工事業	通 : 電気通信工事業	清 : 清掃施設工事業
と : とび・土工工事業	鋼 : 鋼構造物工事業	塗 : 塗装工事業	園 : 造園工事業	解 : 解体工事業
石 : 石工事業	筋 : 鉄筋工事業	防 : 防水工事業	井 : さく井工事業	:

- 2 0 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入する。
- 2 1 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 2 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 2 3 4、従たる営業所の廃止の場合、項番 8 4 から 8 8 は廃止する営業所の内容を記入する。

【記載例】

① 主な変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	北海道建設工業株式会社	北海道建設株式会社	R1.5.1	
営業所の所在地	札幌市北区北40条東1丁目2-3	札幌市中央区北3条西6丁目3番12号	R1.5.1	
資本金	15,000千円	22,000千円	R1.5.1	
役員 1	北海 花子	退任	R1.5.1	(経) (技) 2
役員	就任	北海 一男	R1.5.1	(経)
代表者 (申請人) 3	北海 道夫	北海 太郎	R1.5.1	

- 1 役員及び株主は変更のあった者のみを届出する。役員の変更に伴い株主に変更が生じた場合は、様式14号「株主（出資者）調書」も提出する。
2 備考欄には、経営業務の管理責任者（経）、専任技術者（技）を記入する。
3 代表者（申請人）が同時に役員を就任・退任する場合は役員の変更も届け出る。

② 経営業務の管理責任者の変更（取締役が退任し、新たな役員が取締役に変更した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 北海 花子	退任	R1.5.1 3	(経) 1
役員等の氏名	就任	取締役 北海 一男	R1.5.1	(経)
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更） 2	取締役 北海 花子	取締役 北海 一男	R1.5.1	(経)

- 1 (経)→経営業務の管理責任者
2 第7条第1号イに規定する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更の場合は、様式第七号及び様式第七号別紙も提出する。第7条第1号ロに規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の変更に係る場合は、様式第七号の二並びに様式第七号の二別紙一及び別紙二を提出する。
3 変更年月日は実際に変更した年月日、履歴事項全部証明書（法人）の就任年月日などを記載する。

③ 経営業務の管理責任者の変更（取締役が退任し、他の取締役に変更した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 北海 花子	退任	R1.5.1 3	(経) 1
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更） 2	取締役 北海 花子	取締役 北海 一男	R1.5.1	(経)

- 1 (経)→経営業務の管理責任者
2 第7条第1号イに規定する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更の場合は、様式第七号及び様式第七号別紙も提出する。第7条第1号ロに規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の変更に係る場合は、様式第七号の二並びに様式第七号の二別紙一及び別紙二を提出する。
3 変更年月日は実際に変更した年月日、履歴事項全部証明書（法人）の就任年月日などを記載する。

④ 経営業務の管理責任者の変更（取締役は退任せず、他の取締役に変更した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更） 2	取締役 北海 花子	取締役 北海 一男	R1.5.1 3	(経) 1

- 1 (経)→経営業務の管理責任者
2 第7条第1号イに規定する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更の場合は、様式第七号及び様式第七号別紙も提出する。第7条第1号ロに規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の変更に係る場合は、様式第七号の二並びに様式第七号の二別紙一及び別紙二を提出する。
3 変更年月日は実際に変更した年月日、履歴事項全部証明書（法人）の就任年月日などを記載する。

⑤ 営業所の新設（営業所の新設に伴い建設業法施行令第3条の使用人が就任し、専任技術者を2名配置した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	小樽支店	R1.5.1	
令3条の使用人 小樽支店長	—	西海 太郎	R1.5.1	小樽支店
専任技術者 1	—	北国 太郎	R1.5.1	小樽支店
専任技術者	—	北国 二郎	R1.5.1	小樽支店

- 1 専任技術者を配置した場合は、様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「3」）も提出する。

⑥ 営業所の廃止（営業所の廃止に伴い建設業法施行令第3条の使用人が退任し、専任技術者削除（後任なし）及び別の営業所へ配置換えした場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	岩見沢支店	—	R1.5.1	
令3条の使用人 岩見沢支店長	南山 一郎	—	R1.5.1	岩見沢支店
専任技術者 1	南山 二郎	—	R1.5.1	岩見沢支店
専任技術者	南山 三郎	—	R1.5.1	岩見沢支店
専任技術者 2	南山 太郎	南山 三郎 3	R1.5.1	小樽支店
専任技術者	南山 三郎（土・と）	南山 三郎（土・と・建） 4	R1.5.1	小樽支店

- 1 営業所の廃止に伴い専任技術者を削除する場合は、様式第22号の3「届出書」も提出する。
2 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「4」）も提出する。
3 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「5」）も提出する。
4 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「2」）も提出する。

⑦ 専任技術者の配置営業所のみ変更（専任技術者の配置営業所を入れ替える場合（業種変更なし））

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	南山 太郎 1	南山 三郎	R1.5.1	本社
専任技術者	南山 三郎 1	南山 太郎	R1.5.1	小樽支店

- 1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「5」）も提出する。

⑧ 専任技術者の交代

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
専任技術者	南山 太郎 1	南山 三郎 2	R1. 5. 1	小樽支店

- 1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「4」）も提出する。
 2 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「3」）も提出する。

⑨ 営業所の業種の追加（営業所の業種の追加に伴い既存の専任技術者が担当業種を変更する場合）

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R1. 5. 1	小樽支店
営業所の業種の追加	－	建築工事業	R1. 5. 1	小樽支店
専任技術者	南山 三郎（土）	南山 三郎（土・建） 1	R1. 5. 1	小樽支店

- 1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「2」）も提出する。

⑩ 営業所の業種の廃止（営業所の業種の廃止に伴い専任技術者の変更（土）及び専任技術者の削除（建）の場合）

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の廃止	土木工事業・建築工事業	土木工事業	R1. 5. 1	小樽支店
専任技術者	南山 太郎（土） 1	南山 三郎（土） 2	R1. 5. 1	小樽支店
専任技術者	南山 二郎（建） 3	－	R1. 5. 1	小樽支店

- 1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「4」）も提出する。
 2 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「3」）も提出する。
 3 営業所の業種の廃止に伴い専任技術者を削除する場合は、様式第22号の3「届出書」も提出する。

⑪ 役員には変更がなく株主等のみ変更があった場合

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
役員等	株主等 北海 花美	－	R1. 5. 1	
役員等	－	株主等 北海 五郎	R1. 5. 1	

⑫ 役員、顧問、相談役及び株主等に変更があった場合

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
役員等	代表取締役 北山 太郎	取締役 北海 一男	R1. 5. 1	
役員等	取締役 北山 二郎	代表取締役 北海 太郎	R1. 5. 1	
役員等	取締役 北山 三郎	退任	R1. 5. 1	
役員等	就任	顧問 北海 三男	R1. 5. 1	
役員等	就任	相談役 北海 四郎	R1. 5. 1	
役員等	取締役 北海 五郎 1	株主等 北海 五郎 1	R1. 5. 1	取締役 退任 1

- 1 取締役兼株主等→取締役を退任後も株主等である場合

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 専任の技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った

令和 年 月 日

2
地方整備局長
北海道開発局長
北海道知事 殿

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎

項 番 大臣 コード 振興局コード
3 2
許可番号 510151 国土交通大臣 許可(一般) 29) 第004567号 許可年月日 平成29年05月07日

記

1
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

氏 名 52 1(1)(2) 生年月日 13 1 1(1)(2) 18 日
2号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 53 1(3)(4) 6 1(3)(4) 10 日
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合
2号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
1(3)(4) 13 4 0 年 1 2 月 0 5 日
営業所の名称 小樽支店 建設工事の種類 (建) 1(3)(4) 7

氏 名 53 3 5 10 日
2号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

氏 名 53 3 5 10 日
2号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

1
(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

1(5)

1 (1) から (4) までの事項について、該当するものの番号を○で囲む。

- (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
- (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
- (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
- (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
- (5) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合（「具体的事由」を記載する。）

2 不要のものを消す。

3 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。

4 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。

5 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。

6 姓と名の間は1コラム空ける。

7 届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表に対応する略号を記載する。

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

8 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

9 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。

00009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

1
~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 北海道知事 殿

9
 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
 北海道建設株式会社
 届出者 代表取締役 北海 太郎

届出の区分 ☐ 項番 ³
 5 4 2 (1. 全部の業種の廃業)
 2. 一部の業種の廃業)

許可番号 ☐ 5 5 0 1 5 1 知事 振興局 コード **8** **1** 国土交通大臣 許可 (一般) **2** 9) 第 **3** 0 0 4 5 6 7 号 許可年月日 **4** **3** 平成 2 9 年 0 5 月 0 7 日

記

廃止した建設業 ☐ 5 6 **5** 建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
 届出時に許可を受けている建設業 ☐ 5 7 **6** 2 1 5 2 10 15 20 25 30 (1. 一般)
 2. 特定)

行政庁側記入欄
 整理区分 ☐ 5 8 ³

決裁年月日 ☐ 5 9 令和 ³ 年 ⁵ 月 ⁷ 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 年 月 日
 廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
 (2) 法人が合併により消滅したため
 (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
 (4) **7** 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
 (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

- 1 不要のものを消す。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
 - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
 - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
 - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合（「具体的事由」を記載する。）
- 2 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 3 右詰で記入し、空位のカラムに「0」を記入する。
- 4 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 5 廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土	土木工事業	屋	屋根工事業	舗	舗装工事業	内	内装仕上工事業	具	建具工事業
建	建築工事業	電	電気工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	機	機械器具設置工事業	水	水道施設工事業
大	大工工事業	管	管工事業	板	板金工事業	絶	熱絶縁工事業	消	消防施設工事業
左	左官工事業	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	ガラス工事業	通	電気通信工事業	清	清掃施設工事業
と	とび・土工事業	鋼	鋼構造物工事業	塗	塗装工事業	園	造園工事業	解	解体工事業
石	石工事業	筋	鉄筋工事業	防	防水工事業	井	さく井工事業		

- 6 廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、上記6の事項と同じ要領で記入する。
- 7 該当するものの番号を○で囲む。
- 8 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツカ総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 9 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。

00101

譲渡及び譲受け認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日
北海道札幌市東区北16条東1丁目3番15号
株式会社東日本建設
代表取締役 菅 梅 子
北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎

申請者 譲渡人
譲受人

行政庁側記入欄

大臣
知事
振興局
コード

許可番号 01 国土交通大臣 許可（一般） 第 0000000000 号 令和 年 月 日

認可申請年月日 02 令和 年 月 日

譲渡及び譲受け 03 令和 03 年 01 月 20 日

譲渡及び譲受け 04

譲渡及び譲受け 05

引き続き使用する 06 01 05 1 国土交通大臣 許可（一般） 第 0004567 号

大臣
知事
振興局
コード

<譲受人に関する事項> 08

譲渡及び譲受け後に 07 21 2 1.一般 2.特定

営業しようとする 建設業

認可申請時において 08 21 2 1.一般 2.特定

許可を受けている建設業

商号又は名称 09 ホ ッ カ イ ド ウ ケ ン セ ツ

フリガナ

商号又は名称 10 北 海 道 建 設 (株)

フリガナ

代表者又は個人 11 ホ ッ カ イ タ ロ ウ

の氏名のフリガナ

代表者又は個人 12 北 海 太 郎

の氏名

支配人の氏名 13

譲渡及び譲受け後の 14 01 01 01 都道府県名 北海道 市区町村名 札幌市中央区

主たる営業所の所在地

譲渡及び譲受け後の 15 北 3 西 6 - 3 - 1 2

主たる営業所の所在地

郵便番号 15 060-1234 電話番号 011-1234-567

ファックス番号 19

資本金額又は出資総額 20 1234567890123

法人又は個人の別 16 1 法人 2. 個人

兼業の有無 17 1 有 2. 無

建設業以外に行っている営業の種類 製造業

大臣
知事
振興局
コード

許可番号 18 01 05 1 国土交通大臣 許可（一般） 第 0004567 号 平成 29 年 05 月 15 日

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡建設業	19	22	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	2	(1.一般) 2.特定	
商号又は名称のフリガナ	20	10	ヒ	ガ	シ	ニ	ホ	ン	ケ	ン	セ	ツ																							
商号又は名称	21	11	(	株	)	東	日	本	建	設																									
代表者又は個人の氏名のフリガナ	22	12	ス	ガ		ウ	メ	コ																											
代表者又は個人の氏名	23	12	菅		梅	子																													
主たる営業所の所在地市区町村	24	14	0	1	1	0	1																												
主たる営業所の所在地	25	17	北	1	6	条	東	1	-	3	-	1	5																						
郵便番号	26	18	0	6	5	-	0	0	1	6																									
ファックス番号		19																																	
法人又は個人の別	27	3	1	(1.法人) 2.個人																															
兼業の有無	28	3	1	(1.有) 2.無																															
許可番号	29	6	1	国土交通大臣 北海道知事																															
連絡先		23																																	
所属等																																			
ファックス番号																																			

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等

ファックス番号

氏名 北 海 花 子

電話番号 0 1 1 - 1 2 3 - 4 5 6 7

- 1 不要のものを消す。
- 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 3 譲渡及び譲受けを行う年月日を記入する。
- 4 譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入する。
- 5 譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち、引き続き使用する許可番号を記入する。
- 6 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 7 右詰で記入し、空位のカラムに「0」を記入する。
- 8 この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の分類に従い、該当する数字を次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 9 譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、9と同じ要領で記入する。
- 10 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 11 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、
合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 12 姓と名の間は1カラム空ける。
- 13 申請者が個人の場合において、支配人があるときはその氏名を記載する。
- 14 下表に掲げる市区町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	清河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	茅室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美幌市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	二セコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 15 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 16 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 17 上記17の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 18 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 19 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 20 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 21 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 22 この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を9と同じ要領で記入する。
- 23 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるもの
2 に限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
3 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。
フリガナを必ず振る。

4 常勤の役員とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の期間中、その職務に従事している者をい
5 う。
6 法人役員の詳細は、手引きの3ページを参照のこと。

営業所一覧表

行政庁側記入欄

区 分 項番 ³
8 1 1

大臣
知事 コト 振興局 コト

許可番号 項番 ³
8 2

国土交通大臣
知事

営業所一覧表

許可年月日

許可 (一般特) 第 ⁵ ¹⁰ 号 令和 ¹¹ 年 ¹³ 月 ¹⁵ 日

(主たる営業所) **8** / **9**

[illegible]

(従たる営業所)

[illegible]

(従たる営業所)

[illegible]

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。
- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	キタグニ 北国 タロウ 太郎 / 2	土-9、と-9 / 3	1 3 / 4
本店	キタグニ 北国 ジロウ 二郎	建-7	2 1
本店	スガ 菅 ジロウ 次郎	と-8、解-8	1 4
小樽支店	ミナミ 南 イチロウ 一郎	土-9、と-9	1 3
小樽支店	ミナミ 南 サブロウ 三郎	建-7	2 1
帯広支店	スガ 菅 コウイチ 光一	と-9	1 1

- 1 譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分
	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11	一級建設機械施工技士
	1A	“ （附則第4条該当）
	12	二級 “ （第1種～第6種）
	1B	“ （第1種～第6種）（附則第4条該当）
	13	一級土木施工管理技士
	1C	“ （附則第4条該当）
	14	二級 “ （土木）
	1D	“ （土木）（附則第4条該当）
	15	“ （鋼構造物塗装）
	16	“ （薬液注入）
	1E	“ （薬液注入）（附則第4条該当）
	20	一級建築施工管理技士
	2A	“ （附則第4条該当）
	21	二級 “ （建築）
	22	“ （躯体）
	2B	“ （躯体）（附則第4条該当）
	23	“ （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 “
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 “
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 “
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 “
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 “
	39	木造 “

技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	4A	“(附則第4条該当)	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	4B	“(附則第4条該当)	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	4C	“(附則第4条該当)	
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	45	機械・総合技術監理(機械)	
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	“(附則第4条該当)	
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	“(附則第4条該当)	
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
電気工事 士法電気 事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 “ 3年	
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 “	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		“(2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		“(2級)	3年
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
		“(2級)(附則第4条該当)	3年
	72	左官(1級)	
		“(2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		“(2級)	3年
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
		“(2級)(附則第4条該当)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		“(2級)	3年
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
		“(2級)(附則第4条該当)	3年
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		“(2級)	3年
	6C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
		“(2級)(附則第4条該当)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		“(2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		“(2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		“(2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		“(2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		“(2級)	3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		“(2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		“(2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		“(2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		“(2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		“(2級)	3年
	83	工場板金(1級)	
		“(2級)	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		“(2級)	3年

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 北海道建設株式会社

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

北海道知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎

北海道札幌市東区北16条東1丁目3番15号
株式会社東日本建設
代表取締役 菅 梅 子

1
~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

行政庁側記入欄																											
許 可 番 号		項 番		知事		振興局コード		許可年月日																			
		0	1	3				国土交通大臣 知事 許可	(一般)	第	5					10	号	令和	11		年	13		月	15		日
認可申請年月日		0	2	令和		3		年	5			月	7			日											

合併年月日 令和 年 月 日

合 併 の 理 由

4

合 併 の 価 格

引き続き使用する
許可番号

0 6 0 1 5 1 0 4 5 6 7 号

大臣
知事

コト^{*} 振興局コト^{*}

国土交通大臣
北海道知事

許可（一般特）第 号

[illegible]

商号又は名称のナ 0 9 ホ ツ カ イ ド ウ ケ シン セ ツ 10 15 20

	20	25	30	35	40

[illegible]

23		25				30					35					40	
9		5				10					15					20	

代表者の氏名のナ

1	1	ホ	ッ	カ	イ	タ	ロ	ウ											
3				12				10					13					20	

代の 表 者 名

1	2	北	海	太	郎					
		13	5							

合併後の主たる所在地
営業所のある市町村コード

1	3	0	1	1	0	1	14	15		
都道府県名							北海道	市区町村名	札幌市中央区	
16							5	10	15	20

[illegible][illegible]

郵便番号 150-0601-1234 電話番号 011-1234-5678

ファックス番号

資本金額等 (千円)

資本金額又は出資総額 **18**

法人番号

建設業以外に行っている営業の種類
製造業 **20**

＜合併消滅法人に関する事項＞

建設業以外に行っている営業の種類
 廃棄物処理業 **20**

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

ファックス番号

- 1 不要のものを消す。
- 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名記載する。
- 3 合併を行う年月日を記入する
- 4 合併を行う理由を簡潔に記入する。
- 5 合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。
- 6 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 7 右詰で記入し、空位のカラムに「0」を記入する。
- 8 この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 9 合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入する。
- 10 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 11 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→（株）、特例有限会社→（有）、合資会社→（資）、合名会社→（名）、
合同会社→（合）、協同組合→（同）、協業組合→（業）、企業組合→（企）
- 12 姓と名の間は1カラム空ける。
- 13 下表に掲げる市区町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	茅室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 14 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 15 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）

- 16 上記15の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 17 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 18 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 19 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 20 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 21 この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入する。
- 22 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

令和 年 月 日

役員等の氏名及び役名等

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

營業所一覽表

[illegible]

(主たる営業所) **8** / **9**

[illegible]

(従たる営業所)

		フリガナ オタルシテン																							
内 容	従たる営業所の名称	8	4	3 小	5 樽	支	店				10					15					20				
				23		25					30					35					40				
内 容	従たる営業所の所在地市区町村コード	8	5	3 0	1	2	0	3	都道府県名	4 北海道	市区町村名										5 小樽市				
	従たる営業所の所在地	8	6	6 入	5 船	1	-	5	-	1	0					15					20				
				23		25					30					35					40				
	郵便番号	8	7	3 0	4	5 7	-	6 0	2	1	電話番号	0	1	3	4	7 -	9	8	-	7	6	5	4		
営業しようとする建設業	8	8	2	1		2																			

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の
 名

フリガナ オビヒロシテン

従たる営業所の
 所在地市区町村
 コー

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の
 所在地

郵便番号

電話番号

営業しようとする建設業

1. 一般
 2. 特定

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。
- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	清臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	キタダニ タロウ 北国 太郎 / 2	土－9、と－9 / 3	1 3 / 4
本店	キタダニ ジロウ 北国 二郎	建－7	2 1
本店	スガ ジロウ 菅 次郎	と－8、解－8	1 4
小樽支店	ミナミ イチロウ 南 一郎	土－9、と－9	1 3
小樽支店	ミナミ サブロウ 南 三郎	建－7	2 1
帯広支店	スガ コウイチ 菅 光一	と－9	1 1

- 1 合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分
建設業法	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
	11	一級建設機械施工技士
	1A	“ （附則第4条該当）
	12	二級 “ （第1種～第6種）
	1B	“ （第1種～第6種）（附則第4条該当）
	13	一級土木施工管理技士
	1C	“ （附則第4条該当）
	14	二級 “ （土木）
	1D	“ （土木）（附則第4条該当）
	15	“ （鋼構造物塗装）
	16	“ （薬液注入）
	1E	“ （薬液注入）（附則第4条該当）
	20	一級建築施工管理技士
	2A	“ （附則第4条該当）
	21	二級 “ （建築）
	22	“ （躯体）
	2B	“ （躯体）（附則第4条該当）
	23	“ （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 “
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 “
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 “
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 “

建築士法	37	一級建築士	
	38	二級	〃
	39	木造	〃
技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)	
	4A	〃	(附則第4条該当)
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	
	4B	〃	(附則第4条該当)
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	4C	〃	(附則第4条該当)
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)	
	45	機械・総合技術監理(機械)	
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	4D	〃	(附則第4条該当)
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	5A	〃	(附則第4条該当)
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
電気工事士法	55	第一種電気工事士	
電気事業法	56	第二種	〃 3年
電気通信事業法	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
水道法	59	電気通信主任技術者	5年
消防法	65	給水装置工事主任技術者	1年
職業能力開発促進法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種	〃
	71	建築大工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	72	左官(1級)	
		〃 (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	5B	とび・とび工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	66	ウエルポイント施工(1級)	
		〃 (2級)	3年
	6C	ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当)	
		〃 (2級)(附則第4条該当)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		〃	〃 (2級) 3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		〃 (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		〃	(2級) 3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		〃	〃 (2級) 3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		〃 〃 (2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		〃 〃 (2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		〃 〃 〃 (2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		〃 〃 (2級)	3年

83	工場板金(1級)		
	" (2級)	3年	
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)		
	" " " (2級)	3年	
85	板金・板金工・打出し板金(1級)		
	" " " (2級)	3年	
86	かわらぶき・スレート施工(1級)		
	" " (2級)	3年	
87	ガラス施工(1級)		
	" (2級)	3年	
88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		
	" " " (2級)	3年	
89	建築塗装・建築塗装工(1級)		
	" " (2級)	3年	
90	金属塗装・金属塗装工(1級)		
	" " (2級)	3年	
91	噴霧塗装(1級)		
	" (2級)	3年	
67	路面標示施工		
92	畳製作・畳工(1級)		
	" " (2級)	3年	
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		
	" " " " " " " (2級)	3年	
94	熱絶縁施工(1級)		
	" (2級)	3年	
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)		
	" " " " " (2級)	3年	
96	造園(1級)		
	" (2級)	3年	
97	防水施工(1級)		
	" (2級)	3年	
98	さく井(1級)		
	" (2級)	3年	
61	地すべり防止工事	1年	
6A	" (附則第四条該当)	1年	
40	基礎ぐい工事		
62	建築設備士	1年	
63	計装	1年	
60	解体工事		
36	基幹技能者		
99	その他		